

# 兵庫県公報

平成29年7月14日 金曜日 第2917号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	1
○ 平成22年兵庫県告示第24号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（建築指導課）	1
○ 重要調整池に係る検査の結果（西播磨県民局）	7
公 告	
○ 平成29年度兵庫県看護功績賞表彰（医務課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 入札公告（県立工業技術センター）	9

## 告 示

### 兵庫県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年7月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年7月14日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
県道 和久今宿線	姫路市岡田字岡東482番4から 同 市西延末字塚原88番1まで	旧	20.0から 26.0まで	83.0	
		新	20.0から 30.0まで	83.0	

### 兵庫県告示第710号

平成22年兵庫県告示第24号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成29年7月14日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文を次のように改める。

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。

表（加東市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
山国地区 条例別表第3の3の項	加東市山国字前ヶ谷、字東原、字南中谷、字小山、字ヲタンバ、字本手塚、字東野、字ババ、字ハコキ及び字ノ田の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
松尾地区 条例別表第3の3の項	加東市松尾字土井ノ下、字野カヤ、字山ノ内、字山西、字下土井ノ下、字井ノ谷ノ内、字長燈籠、字丁田、字平塚、字清水、字北角及び字南土井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
出水地区 条例別表第3の3の項	加東市出水字神田、字芦原、字前田、字前ノカチ、字井ノ尻、字竹ノ下、字南古河、字北西ノカチ、字南西ノカチ、字岸ノ下、字神水及び字久語ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
出水地区 条例別表第3の5の項	加東市出水字北高畦の一部及び田中茶屋ヶ本の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成29年7月14日
田中地区 条例別表第3の3の項	加東市田中字中才、字竹ノ下、字杉ノ本、字起田、字狐田、字蓼原、字清水ノ本、字中之坪、字北中才、字上松、字六貫田、字堀ノ本、字堂開地、字瀬イ根及び字梨子ノ本の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
鳥居地区 条例別表第3の3の項	加東市鳥居字松ヶ鼻、字前之笠、字三明、字清水、字狭子及び字操嶋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
貝原地区 条例別表第3の3の項	加東市貝原字苗代、字南垣内、字居垣内、字溝向へ及び字中垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
野村地区 条例別表第3の3の項	加東市野村字鎌田カチ、字藪下、字屋敷、字権宮、字末道、字前、字大歳前、字與門場、字出口、字釜土、字フロ、字内町、字北條、字神子ノ芝、字柿ノ木、字船戸カチ、字川ノ上、字若宮、字溝コ、字久語、字ヌクイ、字古手多、字七反畑及び字大將軍の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
西垂水地区 条例別表第3の3の項	加東市西垂水字観音寺、字津久田、字北安、字村相、字屋加之上及び	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)

の項	字番茶の各一部で別図に示す区域		
窪田地区 条例別表第3の3 の項	加東市窪田字家長、字上ノ池、字前田、字池町及び字ヤカノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
家原地区 条例別表第3の3 の項	加東市家原字内カイチ、字池ノ内、字中ノ堂、字大將軍、字大坪、字庄幸、字堂ノ東、字堂ノ本、字南田、字落雲、字岸ノ上、字下河原、字八幡、字永良池及び字ハサコの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
梶原地区 条例別表第3の3 の項	加東市梶原字前垣、字大道、字裏垣、字御墓、字前藪及び字辻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
沢部地区 条例別表第3の3 の項	加東市沢部字尼ケ池下、字北山、字ハザコ、字北大才、字片山、字南開地、字弥谷尻、字塩カラ、字依国谷、字下芝開地、字橋詰、字北開地、字西開地、字置土井、字大坪、字垣塚、字村前、字前出口及び字戸井ノ内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
沢部地区 条例別表第3の5 の項	加東市沢部字大坪及び字塩カラの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年3月30日
福吉地区 条例別表第3の3 の項	加東市福吉字東幸田、字西幸田、字東村間、字村前、字西村間、字下三代坊及び字中田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
上田地区 条例別表第3の3 の項	加東市上田字鳥木、字東カジロ、字梶ノ本、字上石、字中才、字八幡ノ本、字坪井、字手柄、字座當、字東ゴ、字馬渡り、字カジロ、字高町、字稲次、字行長、字田井中、字ミソコ、字八王寺、字中條、字馬場、字宮ノ下、字城ノ本、字大西及び字五本松の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
大門地区 条例別表第3の3 の項	加東市大門字平松、字中ノ垣内、字川ノ上、字中野、字堂ノ垣内、字三草田、字松ケ本、字大塚、字北池ノ尻、字ハタホコ、字大芝、字久ドノ木、字中田、字北畑ケ、字西浦、字居垣内及び字藪ケ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)

西古瀬地区 条例別表第3の3 の項	加東市西古瀬字大年の西、字大年の 前、字中曾根、字辻ノ東、字辻 ノカチ、字辻ノ南、字フジ坂、字 イノ坂上、字竹ノ前、字堂ノ前、 字末広、字東門、字イノ坂下、字 松ケ崎、字南ノ上、字畑ケ田、字 道バタ、字郷之端、字橋之本、字 郷ノ元、字梁ノ上及び字石ノ戸の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
中古瀬地区 条例別表第3の3 の項	加東市中古瀬字居ガイチ、字谷田、 字堂ノ後、字北門、字村西、字岡 ノ花、字林崎、字小池、字柚ノ木、 字荒内及び字タナシの各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
東古瀬地区 条例別表第3の3 の項	加東市東古瀬字中入、字ハダコ、 字東畑、字長箴、字松ノ谷、字石 橋、字江戸、字正前、字宿田、字 太中、字鴨原、字竹ノ下、字東買 元、字埜添、字宝田、字蔵ノ坪、 字中ノ坪、字坊ノ上及び字中カチ の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
東古瀬地区 条例別表第3の5 の項	加東市東古瀬字七角の全部、字宿 田、字西買元及び字枯木の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成24年3月30日
屋度地区 条例別表第3の3 の項	加東市屋度字ネギ、字家ノ西、字 無セノ本、字内田、字大年ノ東、 字東カイ本、字大縄場、字小芝、 字姥ケ上、字家ノ下、字田中谷、 字西垣内、字ヒョウ及び字高町の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
東実地区 条例別表第3の3 の項	加東市東実字中ノ東、字内山、字 北山、字宮ノ西、字前カチ、字北 カチ、字池ノ内、字大辻、字西ノ 前、字五良塚、字備中坂ノ北、字 新田、字松本、字西山及び字大カ チの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
上久米地区 条例別表第3の3 の項	加東市上久米字大年ノ下、字佃田、 字寺ノ下、字ヨキ峠、字中所、字 岩ケ下、字池ノ尻、字シブレ、字 北小谷、字木谷、字横田、字谷田、 字中畑、字少分谷及び字北山の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
下久米地区 条例別表第3の3 の項	加東市下久米字鹿野、字田中、字 下川原、字下田、字キシ本、字中 曾根、字谷、字大谷、字山崎、字	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)

	ヒノ口、字宮ノ下、字オノ田、字菅谷及び字片山の各一部で別図に示す区域		
久米地区 条例別表第3の3 の項	加東市久米字講田、字前谷、字清水、字腰前、字鐘搗、字友草、字砂田、字高井、字大垣内、字並田及び字中山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
上三草地区 条例別表第3の3 の項	加東市上三草字陣屋外、字川ハタ、字鳥居の本、字寺ノ垣内、字松村、字木戸、字権田、字梶谷、字善尾寺、字神町、字城根垣内、字歳ノ神、字米山口、字池ノ尻、字大年ノ下、字宮ノ下、字深田、字一の瀬、字岩戸及び字陣屋裏の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
下三草地区 条例別表第3の3 の項	加東市下三草字茶屋ノ前、字七尺田、字門ノ坪、字堂ノ前、字川ノ上、字北カチ、字三ノ尾、字諏訪ノ下及び字三草野の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
木梨地区 条例別表第3の3 の項	加東市木梨字向井田、字馬渡り、字西原、字南原、字中原、字大井恋口、字川ノ下、字中筋、字土井ノ内及び字和田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
藤田地区 条例別表第3の3 の項	加東市藤田字下カイチ、字藪下、字カイチ、字出口及び字宮ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
牧野地区 条例別表第3の3 の項	加東市牧野字前カチ、字赤田、字中ノカチ、字ホソド、字中ソネ、字沢及び字奥ノカチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
吉馬地区 条例別表第3の3 の項	加東市吉馬字ココキノ上、字行人塚、字尾通り、字中島、字池下、字村西、字居カチ、字宮ノ下及び字小丸山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
光明寺地区 条例別表第3の3 の項	加東市光明寺字カヤジリ、字東明谷、字西明谷及び字中田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
上滝野地区 条例別表第3の3 の項	加東市上滝野字宮ノ前、字西野、字宮ノ上及び字小滝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)

<p>河高地区 条例別表第3の1 の項</p>	<p>加東市河高字稲部の全部、字大谷口、字内田、字蛭田、字下川原田、字宮ノ本、字八寸及び字下ノ池の各一部で別図に示す区域</p>	<p>1 建築基準法別表第2 (い) 項第1号及び2号に規定されている住宅で、敷地面積が200㎡以上であるもの 2 建築基準法別表第2 (い) 項第3号に規定されている共同住宅等 3 建築基準法別表第2 (は) 項第5号に規定されている店舗等 4 建築基準法別表第2 (い) 項第4号から第9号まで、(は) 項第2号から第4号まで、第7号及び第8号に規定されている公共施設等 5 雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められるもののうち、地域振興のため特に必要があると市長が認めるもの</p>	<p>平成24年3月30日</p>
<p>河高地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加東市河高字浦山、字山中、字中条、字前田、字溝ノ上、字片山、字西ノ前、字横大道、字千原、字横山、字小宮、字堂ノ前、字中村、字蔵ノ前、字小嶋、字小入、字八寸、字宮ノ本、字下川原田、字蛭田、字堂ノ元、字宮ノ下、字長尾、字溝越、字昆布方、字尾ノ上、字下平木、字オケ谷、字安取道北、字安取道南、字梅ヶ坪、字大谷及び字トイツメの各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日 (平成24年3月30日)</p>
<p>高岡地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加東市高岡字坂ノ上、字順礼道一法、字南青ノ山、字青ノ山、字庚申前、字道池北、字庚申裏、字別府道北ノ東、字北条道南谷、字市坂、字富家道南天神池下、字山裏道北、字大谷東、字両平池之南、字弁才天、字赤山、字北中山、字</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成22年1月8日 (平成24年3月30日)</p>

	中山、字順礼道北宮東、字順礼道北宮ノ裏、字順礼道八坂、字順礼道南新池ノ上、字順礼道南宮ノ前、字別府道北ノ西、字北条道南西端、字北条道南鶴ハミ、字北条道北西、字北条道南中嶋西、字北条道北吸田谷、字北条道南中島、字北条道北大谷西、字北条道北大谷中、字北条道南黒岡、字北条道南天船、字富家道北東、字富家道南東及び字富家道北黒石の各一部で別図に示す区域		
穂積地区 条例別表第3の3 の項	加東市穂積字松ノ上、字内町、字堀池、字下屋敷、字山際、字高町、字岩見方及び字廿ヶ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
稲尾地区 条例別表第3の3 の項	加東市稲尾字天満尾、字中嶋、字赤ハゲ、字東尾崎、字中山及び字中須の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
曾我地区 条例別表第3の3 の項	加東市曾我字六蔵、字辻ノ内、字池田、字出口、字蒲田、字山ノ下、字四ツ石、字北四ツ石、字上ノ垣及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)
多井田地区 条例別表第3の3 の項	加東市多井田字キタン田、字畑ヶ田、字滝ノ上、字東沢、字向山、字上ノカチ、字鯛ノ山及び字中芝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成24年3月30日)

附 則

次に掲げる告示は、廃止する。

- 1 平成24年兵庫県告示第443号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）
- 2 平成24年兵庫県告示第445号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の変更）



兵庫県告示第711号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年 7月14日

西播磨県民局長 東 元 良 宏

- 1 重要調整池の所在地  
赤穂市西有年字湯の内3016番2
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社豊工業所	和歌山市雑賀崎2021—9	久 保 晋 典

公 告

平成29年度兵庫県看護功績賞表彰

兵庫県看護功績賞規則（昭和42年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成29年7月13日に次の者を表彰した。

平成29年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
足 立 志津子	朝来市
猪 井 孝 信	三木市
梅 木 美 鈴	神戸市須磨区
小 川 麻 子	高砂市
兼 平 ひとみ	豊岡市
岸 典 子	神戸市西区
清 田 はるひ	神戸市北区
國 武 恵美子	西宮市
近 堂 由美子	尼崎市
渋 谷 光 代	明石市
清 水 真由美	宝塚市
庄 村 佳世子	西宮市
高比良 法 子	西宮市
恒 松 麻理子	西宮市
並 河 直 子	尼崎市
西 海 英 子	神戸市兵庫区
林 敏 美	神戸市灘区
林 英 代	加古川市
林 美栄子	神戸市兵庫区
前 田 あけ美	姫路市
曲 淵 恵美子	伊丹市
松 野 郁 子	神戸市須磨区
松 若 昌 代	神戸市東灘区
山 田 久美子	加古川市
山 本 真由美	淡路市

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 7月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町中村字寺東145番1から145番3まで、146番1、145番1地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号  
シティハウス株式会社 代表取締役 土 井 将 樹

3 許可年月日及び許可番号



平成29年 6月16日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-33-2号（28たつの）

~~~~~

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年 7月14日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 内 田 仁

**1 調達内容**

## (1) 調達物品及び数量

金属積層3Dプリンタ（未使用品）の購入 一式

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成30年 2月28日（水）

## (4) 納入場所

県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号 試作実験館3Dものづくりセンター内

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 入札の参加申込み及び入札の方法等**

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

県立工業技術センター総務課 担当 佐々木

電話（078）731-4192

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年 7月14日（金）から同年 8月 3日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成29年 8月22日（火）午前10時 県立工業技術センター 技術交流館2階セミナー室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年 8月21日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

**4 入札者に求められる義務**

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成29年 8月 3日（木）午後4時までに前記3(1)

の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年8月18日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年8月31日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Hitoshi Uchida, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Metal 3D Printer

- (3) Delivery period: February 28, 2018
- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 August 3, 2017
- (6) Deadline for tender:  
10:00 August 22, 2017 by direct delivery  
17:00 August 21, 2017 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mrs.Sasaki, Management Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Institute of Technology,  
3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0037  
TEL (078)731-4192